

鎌倉市児童家庭相談システム構築等業務委託仕様書

1 件名

鎌倉市児童家庭相談システム構築等業務委託

2 業務期間（予定）

契約締結日から令和13年（2031年）2月28日まで。

なお、システムを利用するための構築作業や事前研修等は令和8年（2026年）2月28日までに完了するものとし、令和8年（2026年）3月1日から60か月を、鎌倉市児童家庭相談システムを利用する賃貸借期間とする。

3 システムの基本要件

システムの基本要件は、次のとおりとする。

- (1) 職員が利用しやすい画面設計及びWebシステムであること。
利用するブラウザはMicrosoft Edge（IEモード利用可）とする。（SBC方式「サーバーベースコンピューティング方式」、リッチクライアント方式は不可）
- (2) ユーザーをID及びパスワードにより管理し、システムを使用できるユーザーを制限できること。また、システムの処理毎に使用権限を設定することができ、ID毎に使用できる処理を設定することにより、運用の制御が行えること。
- (3) システム稼働後、平日（月曜から金曜）の午前8時30分から午後5時15分までの間、運用に関する問合せに関して、速やかに対応すること。
- (4) 法改正等により、管理内容の変更や新たな登録内容の追加、保存された情報の更新が必要な場合に柔軟に対応できるシステムであること。
- (5) 本仕様書に記載ないものであっても、システムの稼働を実現する上で必要なものはすべて含めること。

4 業務内容

(1) システムの業務範囲

ア システム構築

- (ア) システム導入に係る要件定義・設計、開発・テスト、パッケージシステムの導入や環境設定、操作や運用研修を行うこと。
- (イ) 本市から提示した仕様がパッケージシステムにおいて対応していない場合は、必要に応じてカスタマイズにより対応すること。
- (ウ) 本システムが稼働する業務サーバーおよびクライアント端末に対し、必要な設定作業を行うこと。

イ システム運用保守

- ハードウェアとソフトウェアの保守は別途行う賃貸契約に含むものとする。保守契約期間は導入後60か月とし、以下の保守対応を行うこと。
- (ア) 安定稼働のための運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。

- (イ) システムの安定稼働のために必要なサーバー等のハードウェア保守、システム保守、運用支援を行うこと。
- (ウ) システム保守には軽微な法・制度改正に伴うシステム改修を含むこと。なお、大規模な法・制度改正については別途協議するものとする。
- (エ) 法改正などの早期対応に備えたアップデートの仕組みを有していること。
- (オ) ソフトウェアの操作・運用の問合せに対して、的確に対応すること。
- (カ) システムに関する問合せ専用窓口を設置することで窓口を一本化すること。

(2) システムの前提条件

ハードウェアについては、システムに必要な性能・拡張性・信頼性が高い構成とすること。

ハードウェアについては、事業者にて提案した機器構成の調達・保守を含む。

※提案した機器については、本市において別途保守を含めた賃貸借業者によるリース入札を実施する。

ア サーバーの要件

- (ア) 特定のハードウェアに依存せず一般的に市販されている汎用的なサーバー上で動作すること。
- (イ) 利用者数や端末数に見合う処理性能の構成とし、業務データ保全の観点からも障害等を考慮した冗長化対策を施すこと。
- (ウ) 各種ミドルウェア（データベース、Webサーバー、スクリプト言語など）はグローバルスタンダードなソフトウェアを採用すること。（企業独自のミドルウェアは不可）
- (エ) 業務データや操作ログなどのバックアップが取得できること。
- (オ) 一時的な停電に対応できるように無停電電源装置（UPS）を備えること。UPSからの電力供給時にシステムの自動停止が行えること。供給電力の回復時にはシステムの自動再起動が行えること。
- (カ) システム利用期間は最低5年間を想定すること。
- (キ) 導入するサーバーの台数は、次のとおりとする。

業務サーバー × 1台

- (ク) 現時点で想定するサーバーの仕様は、次のとおりとする。なお、データベースなどのミドルウェアについては提案者が必要になるソフトウェア製品を提案すること。

以下に記載の仕様は想定のため、相当以上のスペックを満たすものであれば可とする。

項目	仕様・製品名など
サーバー形状	ラック型サーバー
OS	Windows Server 2025 Standard
CPU	Xeon Silver 4208 2.1GHz 1P/8C 相当以上
メモリー	16GB 以上
ハードディスク	SAS 300GB 以上×4 (RAID5+ホットスペア)
光学式ドライブ	DVD-ROMドライブ（内蔵型）
電源	冗長化
ネットワーク	10Base-T/100BASE-TX/1000BASE-T
ディスプレイ	ラックコンソール サーバー等のケーブルを含む
USBポート	3ポート以上

バックアップ装置	RDX 500GB 以上 USB3.0接続
無停電電源装置 (UPS)	ラック型

OSライセンスやクライアントアクセスライセンス (CAL) など業務システムの利用に際し、必要になるライセンスや周辺機器などを全て含むこと。

イ クライアントの要件

クライアントについて本調達に含めるものとし、下記仕様を満たすこと。

(ア) 特定のハードウェアに依存せず一般的に市販されている汎用的なパソコン上で動作すること。

(イ) クライアント側にWebブラウザとオフィスソフトウェア製品 (Microsoft Excel) がインストールしてあればシステムを利用できること。また、特別なアプリケーションの導入や設定を必要としないこと。

(ウ) 使用するクライアントの台数は、次のとおりである。

クライアント × 7台

(エ) 現時点で想定するクライアントの仕様および主なソフトウェア製品は、次のとおりである。

項目	仕様・製品名など
クライアント形状	ノート型パソコン
OS	Windows11 Pro (64bit) ボリュームライセンス版 導入時点でサポートが有効なバージョンであること
CPU	Intel Core i5以上
メモリー	8 GB以上
ストレージ	256GB以上
ネットワーク機能	1000BASE-T、100BASE-TX、10BASE-T 対応 無線LAN機能はあっても無効化すること
オフィス製品ソフトウェア	Microsoft Office LTSC版
ブラウザ	Microsoft Edge (IEモード利用可)
PDF閲覧	Adobe Acrobat Reader DC
マウス	静脈認証読取装置兼用マウス (「PalmSecure-SLマウス タイプセンサー (型名FAT13SLS01) 」)
静脈認証及び静脈センサー	指紋センサー含む
その他	・リカバリーメディア ・サンワサプライ(株)社製「超小型シリンダセキュリティ SLE-25S-1」が取り付け可能なこと。

ウ 端末用ソフトウェアの要件

以下のソフトウェアを準備すること。

(ア) SKYSEA Client View Light Edition クライアントライセンス×7式 (5年保守含む)

(イ) PalmSecure LOGONDIRECTOR クライアントV4 1インストール×7式 (5年保守含む)

(ウ) TRSL ウイルスバスター コーポレートエディション Plus ×7式

(エ) JEF拡張漢字サポート メディアパック (64bit) V9 ×1式

(オ) JEF拡張漢字サポート 1ライセンス (月額) ×7式 (5年保守含む)

エ ネットワークの要件

- (ア) 現行の基幹系（マイナンバー利用事務系）ネットワークを使用し、システムを構築すること。
- (イ) T C P / I P プロトコルを基本とし、ミドルウェアに依存する独自プロトコルを使用しないこと。

オ 機器設置・調整

導入するすべての機器の設置・調整を行い、システム稼働に必要な設定を施した上で動作確認すること。

(ア) 設置作業

本市が配備した各機器への電源を使用し、必要な設置作業を行うこと。受託者は設置に必要な電源緒元などの情報を事前に提供すること。

(イ) サーバーラック

本市が指定する既設のサーバーラック（19インチ42Uモデル）へサーバー関連機器を収納・設置すること前提とし、ラック内の配線に必要な長さのケーブル類を用意すること。空きスペース5ユニットを想定している。

(ウ) ネットワーク機器

設置先のサーバーラック内に搭載するにあたり必要なLANケーブル等のネットワーク機器については本市から提供するものとする。

(エ) LAN配線

本市が準備する認証HUBと設置予定のクライアント端末間のLAN配線作業を実施すること。

(オ) 本市環境に合わせた設定作業

NW機器設定変更、端末AD設定、ソフトウェア設定等を実施すること。

設置及び環境構築に当たっては、本市ネットワーク運用保守業務受託事業者(*)と協議調整の上、進めることとし、それに要する費用についても、本調達の中に含めること。

(*)本市ネットワーク運用保守業務受託事業者

都築電気株式会社第六ソリューション営業統括部第一営業部

担当：鎌倉市担当

TEL:045-201-3611

カ システム利用者と利用時間

(ア) システム利用者・端末数

同時利用のユーザー数は最大で端末の台数までを可能とすること。

システムを利用する登録可能な人数は端末の台数によらず利用する職員の増大を見込んで登録できること。

なお、現在想定する端末数と利用者数および利用場所は、次のとおりとする。

鎌倉市役所本庁舎 端末数：6台 利用者人数：10名

鎌倉市役所第6分庁舎 端末数：1台 利用者人数：1名

(イ) システムの稼働時間帯

原則として24時間365日稼働とする。（サーバーの再起動、メンテナンス時間を除く）

キ 現在の業務データ量

児童情報

児童件数：約4,000件 管理方法：エクセルファイル

相談ケース情報

件数：約35,000件 管理方法：エクセルファイル

5 業務要件

(1) システム要件

システムにおける機能要件への基本的な考え方として、システムの利用条件（利用者数や利用時間帯）を考慮し、繁忙時においても円滑に業務運用ができる安定したシステム機能が確保できるとともに、本市が要求する機能要件を充足することとし、詳細な要件については、要件定義・基本設計の工程において受託者と協議の上、決定する。

(2) 業務データ保存要件

ア システム利用期間中において要保護児童に関する各種情報は継続して保存すること。

イ システム利用期間（5年間）経過後の業務データの増加を考慮し、各種ミドルウェアやハードウェアの構成を提案すること。

6 システム基本仕様

(1) 児童基本情報

ア 氏名、カナ、性別、続柄、生年月日、電話番号、住所、世帯区分、福祉サービスの利用状況、生活状況等が管理できること。

イ 生年月日を入力すると自動的に現在の年齢表示ができること。

ウ 氏名（カナ）と生年月日と同じ人物が登録されている際は自動的にチェックし注意を促すこと。

エ ジェノグラムの描画ができること。

オ 家族情報画面から、児童や保護者などの世帯員へ画面遷移ができること。

カ 基本情報を修正した場合、変更履歴へ保存されること。

(2) 児童相談情報管理

ア 児童相談ケース

（ア）各種手帳の有無、障害等級、生育歴等の管理ができること。

（イ）ケース番号、受付日時、ケース担当者、相談経路、受付形態、相談種別、相談内容の管理ができること。

（ウ）対応（処理）の内容と処理日の管理ができること。

（エ）関係機関の管理ができること。

（オ）経過記録（日時、行動区分、対応者、支援内容）の管理ができること。

（カ）終結日と終結理由の管理ができること。

イ 業務帳票

（ア）児童記録票の出力ができること。

（イ）ケース進行管理表の出力ができること。

（ウ）ケース会議票の出力ができること。

（エ）経過記録表の出力ができること。

（オ）送致書、転出先等への通知書が出力できること。

(カ) 相談実績を担当者別及び全体として集計し、月報として出力できること。

ウ 統計帳票

福祉行政報告例（第43表、第44表、第45表、第49の2表）が出力できること。

エ 要保護児童等情報共有システムへの対応

厚生労働省が構築する「要保護児童等情報共有システム」に提供する所定形式の CSV ファイルの出力ができること。

(3) その他の情報の管理・出力機能

ア ユーザー I D、パスワードによる認証ができ、ユーザーは自分自身のパスワードを変更できること。

イ 管理者はユーザーの追加、変更、削除及び権限の設定が行えること。

ウ 端末 I P アドレス、ユーザー I D や操作内容等をログに保存できること。いつどの職員が、どの端末から、どのような操作・処理を行ったのかを把握できること。

エ 検索結果を CSV 形式で出力できること。

(4) システム連携

ア 住民基本台帳システムと連携し、住民基本台帳情報とデータの同期を行う機能を実装すること。

イ 住民基本台帳システムで作成した異動データを C S V 形式で抽出し、本市にて所定のフォルダに保管し、日次の周期で取得すること。

ウ 抽出する連携データは標準的な CSV ファイル形式とする。

標準的な CSV ファイル形式（カンマ区切り、各項目の文字列情報をダブルクォーテーションで囲んだもの、項目内にカンマやダブルクォーテーションがある場合にはエスケープ処理が施されているもの）

エ 本市が提供する文字コードの変換表（テキストファイル形式の対比表）を使用し、業務システム側で取り扱う文字コードへ変換すること。（住民基本台帳システム側の文字コードから U T F 8 へのコード変換）

(5) 既存データ移行

ア 過去に相談のあった児童情報とケース情報を本システムへデータ移行すること。

イ データ移行に使用する所定の移行用シートの様式は受託者が提供すること。

ウ 既存データ移行のための移行用シートへの記入は本市にて行う。

エ データ移行について、当市の負担を軽減する方法があれば提案すること。なお、既存データ移行についての詳細は事業者選定後、双方協議の上決定することとする。

(6) その他

ア こども家庭センター向けの一体的・児童福祉機能・母子保健機能のサポートプラン出力機能を有すること。

イ 既存の児童等支援システムで蓄積される相談ケース情報が児童家庭相談システムに取り込めること。

ウ その他当市に有益な機能等があれば提案すること。

7 操作研修の実施、操作説明書の提供

システム導入後、利用者向けの操作研修及び管理者向けの運用研修を当市が用意する施設にて実施

すること。なお、研修には本システムを利用すること。

研修内容は、次のとおりとする。（本庁での集合研修を想定）

(1) 利用者向け操作研修

対象者 10名程度

時間数 半日程度 1 回

(2) 管理者向け研修

対象者 5 名程度

時間数 半日程度 1 回

(3) 操作説明書の提供

ア 研修で使用するマニュアルを作成し、対象者分の部数を準備すること。

イ 操作説明書はオンラインでの提供も可とし、成果物として必要最小限の部数を提供すること。

8 その他事項

(1) 導入工程、細部打ち合わせ等

事業者決定後、速やかに導入工程等について、本市と協議し、承認を得たうえで、導入に着手すること。導入にかかる内容の細部については、適宜本市と行うこと。

(2) 納品物

導入に関する仕様書一式及びこれが記録された**CD-R**を納品すること。

(3) 仕様変更

本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出の上、本市の承認を得ること。

(4) 記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項は、本市と受注者で協議すること。

(5) 疑義が生じた場合

本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、本市と受注者で協議すること。